

# 社会福祉法人飯野ふるさと福祉会

## 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人飯野ふるさと福祉会の役員の報酬について定めるものである。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。

- 2 役員は、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- 3 報酬は、法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものである。
- 4 費用は、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費であり、報酬とは明確に区分されるものである。

### (役員及び評議員の勤務報酬等)

第3条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設運営のための業務を行った場合は別表1により報酬を支払うことができる。

理事長が職務遂行のため出張する場合、旅費規程に準じて日当を支払うことができる。

- 2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設運営のための業務を行った場合は別表1により報酬を支払うことができる。
- 3 理事が理事長の命を受けて業務遂行のため出張する場合、旅費規程に準じて日当を支払うことができる。
- 4 監事が理事会及び評議員会、評議員選任解任委員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設運営のための指導を行った場合、または監査業務を行った場合は別表1により報酬を支払うことができる。
- 5 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設運営のための業務を行った場合は別表1により報酬を支払うことができる。

### (費用弁償等)

第4条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表2により経費精算をすることができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第3条の報酬を支払い、別表2による経費精算は行わないものとする。

- 2 監事が理事会、評議員会、評議員選任解任委員会に出席したときは、別表2により経費精算をすることができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第3条の報酬を支払い、別表2による経費精算は行わないものとする。
- 3 評議員が評議員会に出席したときは、別表2により経費精算をすることができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第3条の報酬を支払い、別表2による経費精算は行わないものとする。

### (適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第6条 本規程の改正は評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成28年5月25日より施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月21日より施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月22日より施行する。

役員報酬規程：勤務報酬等（別表1）

理事長勤務報酬	1日 10,000円
理事勤務報酬	1日 10,000円
評議員勤務報酬	1日 10,000円
監事 指導及び監査業務報酬	1日 10,000円

役員報酬規程：費用弁償等（別表2）

理事会出席	1回 5,000円
評議員会出席	1回 5,000円
評議員選任解任委員会出席	1回 5,000円